

弥彦村との水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

弥彦村との水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成31年3月1日提出

燕市長 鈴木 力

記

弥彦村との水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(燕市議会委員会条例の一部改正)

第1条 燕市議会委員会条例(平成18年燕市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号エを削る。

(燕市情報公開条例の一部改正)

第2条 燕市情報公開条例(平成18年燕市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、固定資産評価審査委員会及び水道局」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

(燕市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、固定資産評価審査委員会及び水道局」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

(燕市まちづくり基本条例の一部改正)

第4条 燕市まちづくり基本条例(平成23年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「並びに水道事業管理者の権限を行う市長」を削る。

(燕市職員定数条例の一部改正)

第5条 燕市職員定数条例(平成18年燕市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号を削る。

第4条中「定数外とする」を「定数外とすることができる」に改め、同条に次の3号を加える。

(3) 育児休業中の職員

(4) 地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣された職員

(5) 公益的法人等への燕市職員の派遣等に関する条例(平成18年燕市条例第33号)第2条第1項の規定により、公益的法人等の業務に専ら従事させるため派遣する職員

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 燕市職員の給与に関する条例(平成19年燕市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「4 水道局長の職務」を削り、「5 困難な業務を行う主幹の職務」を「4 困難な業務を行う主幹の職務」に改める。

(燕市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第7条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 燕市水道事業の設置等に関する条例(平成18年燕市条例第170号)
- (2) 燕市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年燕市条例第171号)
- (3) 燕市水道給水条例(平成18年燕市条例第172号)
- (4) 燕市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年燕市条例第26号)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。